日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第2.0版> 「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 大妻学院
②設置大学名称	大妻女子大学
③担当部署	総務センター総務グループ
④問合せ先	03-5275-6021 bunsho@ml.otsuma.ac.jp
⑤点検結果の確定 日	令和 7年 10月 24日
⑥点検結果の公表 日	令和 7年 10月 27日
⑦点検結果の掲載 先 URL	https://www.otsuma.ac.jp/about/basic/governance_code/
⑧本協会による公表	● 承諾する ● 否認する

【備考欄】

様式 I

I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	0
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	0
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	0
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	0
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	0
原則2-2 多様性への対応	0
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	0
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	0
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-4 危機管理体制の確立	0
基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	0
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	0

Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ-I.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1 — 1 ①	説明
建学の精神等の基	建学の精神等の基本理念及び教育の目的は、大学ホームペ
本理念及び教育目	一ジに掲載し、学生をはじめとする多様なステークホルダ
本理心及び教育日 的の明示	一に対して明示している。
אַרניפּילטנים	https://www.otsuma.jp/introduction/philosophy
	https://www.otsuma.gp/introduction/phirosophy https://www.otsuma.ac.jp/about/basic/goals/
中恢西日1 1分	ittps://www.otsuma.ac.jp/about/basic/goals/ 説明
実施項目1-12	
「卒業認定・学位」である。	学生等に対して、入学前のオープンキャンパスや入学後の
授与の方針」、「教	ガイダンスにおいて、三つのポリシーに基づき、入学から
育課程編成・実施	卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すとともに、自己
の方針」及び「入	点検・評価結果や中期計画等に基づき、教育の質の向上、
学者受入れの方	学修環境・内容の整備充実に努めている。
針」の実質化	三つのポリシーを踏まえ、各種 IR 情報等に基づき自己点
	検・評価を行い、必要に応じてカリキュラム等の見直しを
	実施するなどして、三つのポリシーの実質化を図ってい
	る。三つのポリシーは大学ホームページに掲載している。
	https://www.otsuma.ac.jp/about/basic/policies/
<u>実施項目1-13</u>	説明
┃教学組織の権限と	学長の責務、学長の補佐体制及び教授会の役割は、「学
役割の明確化	則」、「大学運営会議規則」、「各学部教授会規則」及び「学
	部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定め
	る事項に関する内規」で規定し、学長の教学組織の権限と
	役割を明確にしている。
	本学の教学マネジメントは、学則第 37 条の2に規定されて
	いる大学運営会議が中心となり「本学の教育研究に関する
	重要な事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述
	べる」会議と位置付け、大学等の教育と研究に関する事項
	の基本方針について審議するとともに、学部間、学部と大
	学院間、教育組織と事務組織間等の全学的な連携協力の強
	化や問題意識を共有する場として機能している。
	また、副学長は、附属施設の所長等を兼ねるほか、学長の
	命を受けて各学部の教授会に陪席しており、大学としての
	方向性を示す役割も担っている。
	各学部は教授会規則に基づき、年 10 回程度の定例教授会、
	必要に応じ臨時教授会を開催し、大学運営会議の方針のも
	とで、教育活動に係る重要事項を審議・検討している。
実施項目1-1④	説明
教職協働体制の確	重要な会議の構成員として事務局長及び事務部門の各部長
保	が出席し、教員と職員等が適切に分担・協力・連携を行う

	ことを可能とする体制を確保し、教員と職員がそれぞれの
	立場を尊重しながら目標実現に向けて取り組むことによ
	り、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努
	めている。
実施項目1-15	説明
教職員の資質向上	ファカルティ・ディベロップメント(FD)は「大妻女子大
に係る取組みの基	学ファカルティ・ディベロップメント委員会」において、
本方針・年次計画	スタッフ・ディベロップメント(SD)は「学校法人大妻学
の策定及び推進	院職員研修規則」に基づき、基本方針・年次計画を策定
	し、教職員の資質向上に向けた研修を実施している。
	FD 活動は、「大妻女子大学ファカルティ・ディベロップメ
	ント委員会」のもとで全学が一致して組織的に取り組み、
	その活動の概要は、活動報告書として毎年公表している。
	https://www.otsuma.ac.jp/about/ir/fd_sd/fd/
	また、「学校法人大妻学院職員研修規則」を定め、職員の資
	質・能力向上の取組みを組織的・計画的に実施している。
	事務職員は、職能・職級に応じた「スキルマップ」及び
	「研修体系図」を構築し、これらに基づき実践的な階層別
	研修を実施している。

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策	中期的な計画の策定の主体や計画の期間、ステークホルダ
定方針の明確化及	ーからの意見の聴取・反映の方法を明確にし、データやエ
び具体性のある計	ビデンスに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込ん
画の策定	でいる。
	https://www.otsuma.ac.jp/about/basic/plans/
実施項目1-2②	説明
	記がり
計画実現のための	計画実現のための実効性のある中期的な計画を示し、進捗
	47073
計画実現のための	計画実現のための実効性のある中期的な計画を示し、進捗
計画実現のための	計画実現のための実効性のある中期的な計画を示し、進捗 管理体制を確立し、進捗状況を把握し、その結果を内外に

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人	時代の急激な変化と社会の変貌に対応し、建学の精神及
材の育成	び本学の目的に基づく「使命」「教育目標」を検証し、
	機動的に見直している。近年では、デジタル人材の育成
	や、共生社会の担い手の養成をすべく、「使命」「教育目
	標」を踏まえて教育研究組織の改組を推進している。
	https://www.otsuma.ac.jp/about/basic/goals/

実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連携の	環境への配慮をはじめとする社会課題への対応や産官学
推進	連携による地域課題の解決に向けた取組みなど、「知の
	拠点」としての大学の役割を果たすよう努めている。
	https://www.otsuma.ac.jp/society/

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する	性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職
体制の充実	員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めてい
	る。
	https://www.otsuma.ac.jp/campuslife/supports/
実施項目2-2②	説明
役員等への女性登	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役
用の配慮	員や評議員等への女性登用に配慮している。
	令和7年度の役員等の体制は、理事14名のうち女性6名、
	評議員 19 名のうち女性 11 名と男女バランス良く配置されて
	いる。

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針の	理事の責務を踏まえた人材確保の方針やあるべき理事
明確化及び選任過程の	長像を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保
透明性の確保	している。
	理事候補者は「理事選任機関における理事候補者に関
	する覚書」に基づき選任している。
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性の	理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに評
確保及び評議員会との	議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運
協働体制の確立	営の透明性を確保している。
	令和7年度の私学法改正に伴い、理事会、評議員会の
	権限分配を整理し、建設的な協働と相互牽制が確立す
	るよう寄附行為を改正している。
	理事会・評議員会の議事、審議内容等は、全学連絡協
	議会を通じて学内に周知され、理事会運営の透明性を
	確保している。
実施項目3-1③	説明
理事への情報提供・研	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習
修機会の充実	得できるように、新任・外部を含む理事に対する情報
	提供・研修機会の確保・充実に努めている。
	年1回、理事会の日程に合わせ、BD(ボード・ディ
	ベロップメント)研修会を実施している。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

原則3-2 監査機能の強	化人の血争域化の夫負化
実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の	監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視
選任基準の明確化及び	し、選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明
選任過程の透明性の確	性を確保している。
保	監事候補者は「監事及び評議員候補者の推薦に関する
	覚書」、会計監査人候補者は「会計監査人の選任に関す
	る覚書」に基づき、監事の同意を経て評議員会で選任
	している。
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び	監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監
内部監査室等の連携	査人及び内部監査室等の連携体制を確立し、監査計
	画・結果等について、情報共有・意見交換を行ってい
	る。
	「学校法人大妻学院監事監査規程」第 21 条(内部監査
	室との連携)、第 22 条(会計監査人との連携)に、監
	事、会計監査人及び内部監査室の連携について規定し
	ている。この規程に基づき、監事と内部監査室は定期
	的に連絡会を開催し、意見交換を行うとともに、監
	事、会計監査人及び内部監査室による三様監査の連絡
	会を年に数回開催している。
実施項目3-2③	説明
監事への情報提供・研	監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援す
修機会の充実	るための情報提供・研修機会の確保・充実に努めてい
	る。
	一般社団法人大学監査協会に入会しており、監事は定
	期的に研究会議等に参加している。

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や属	学校法人設立の経緯や建学の精神との調和にも配慮
性・構成割合について	し、評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合
の考え方の明確化及び	の考え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を
選任過程の透明性の確	確保している。
保	評議員候補者は「寄附行為」第 34 条及び「監事及び評
	議員候補者の推薦に関する覚書」に基づき、評議員会
	で選任している。
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明性	評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にす
の確保及び理事会との	るとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制
協働体制の確立	を確立し、運営の透明性を確保している。
	令和7年度の私学法改正に伴い、理事会、評議員会の
	権限分配を整理し、建設的な協働と相互牽制が確立す

	るよう寄附行為を改正している。
実施項目3-3③	説明
評議員への情報提供・	学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるよ
研修機会の充実	うに、新任・外部を含む評議員に対する情報提供・研修機
	会の確保・充実に努めている。
	年1回、評議員会の日程に合わせ、BD(ボード・ディベロッ
	プメント)研修会を実施している。

原則3-4 危機管理体制の確立

実施項目3-4①	説明
危機管理マニュアルの	事象に応じた危機管理マニュアルを整備し、学内にお
整備及び事業継続計画	いて広く浸透させている。
の策定・活用	危機管理及び事業継続計画については、「学校法人大妻
	学院危機管理規程」を制定、「危機管理マニュアル」
	「地震対応マニュアル」「危機管理広報マニュアル」等
	を作成し、全教職員に配付するとともに、学内教職員
	サイトにも掲載している。
実施項目3-4②	説明
法令等遵守のための体	法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取
制整備	り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する内
	部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備している。
	「学校法人大妻学院コンプライアンス推進規程」に基づき、
	コンプライアンスを推進する体制を整備している。

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明
情報公開推進のため	情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした情報
の方針の策定	公開方針を策定し、情報公開を推進している。
	「学校法人大妻学院情報公開規程」、「学校法人大妻学院財
	務情報等開示規程」に基づき実施している。
	https://www.otsuma.ac.jp/about/disclosure/
実施項目4-1②	説明
ステークホルダーへ	用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に
の理解促進のための	工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めてい
公開の工夫	る。
	https://www.otsuma.ac.jp/about/basic/data/

Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明